

(記載例)

様式第九（第三十六条の三第一項、第三十七条関係）

（第1面）

汚染除去等計画書（新規・変更）

年 月 日

東三河総局長
県民事務所長 殿
市 長

該当しないものについては、取り消し線を引いてください。

提出者 郵便番号 ○○○—○○○○
住 所 ○○市○○町○○
氏 名 ○○株式会社
(名称及び代表者氏名) 代表取締役 ○○ ○○

土壌汚染対策法 第7条第1項の規定による汚染除去等計画について、次のとおり提出します。
第7条第3項 変更後の汚染除去等計画

汚染の除去等の措置を講ずべき要措置区域の所在地	○○市○○町○○番、○○番、○○番 要一〇 〇〇年〇月〇日指定
指示措置	地下水の水質の測定
実施措置	土壌汚染の除去
実施措置を選択した理由	掘削除去により措置完了させるため。
実施措置の着手予定時期	〇〇年〇〇月〇〇日
実施措置の完了予定時期	〇〇年〇〇月〇〇日
汚染の除去等の措置を講ずべき要措置区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を把握した場合	土壌汚染状況調査に準じた方法による調査の結果 基準に適合しなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物（溶出量基準） 詳細は添付書類○○のとおり
	分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称 ●●株式会社 指定番号 環○○—○○—○○号
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壌について汚染の除去等の措置を講ずる場合	土壌汚染状況調査に準じた方法による調査の結果 基準に適合しなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物（溶出量基準） 詳細は添付書類○○のとおり
	分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称 ●●株式会社 指定番号 環○○—○○—○○号
土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が帯水層に接する場合にあっては、特定有害物質等の飛散等を防止するために講ずる措置	平成31年環境省告示第5号に示された施行方法の基準に従って行う。 詳細は添付書類○○のとおり

措置完了できない実施措置については、完了予定時期の記載不要です。

調査を行った場合は基準不適合物質について、記載してください。

(第2面)

特定有害物質等の飛散等を防止するために講ずる措置	添付書類〇〇のとおり
実施措置の施行中に特定有害物質等の飛散等が確認された場合における対応方法	添付書類〇〇のとおり
事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法	添付書類〇〇のとおり
土壌を掘削する範囲及び深さと地下水位との位置関係	最大掘削深さGL-〇m、地下水GL-〇m 添付書類〇〇のとおり
要措置区域外から搬入された土壌を使用する場合にあっては、当該土壌の汚染状態を把握するための調査における試料採取の頻度及び土壌の使用方法	埋戻し土壌の管理は、平成31年環境省告示第6号に基づき実施する。 詳細は添付書類〇〇のとおり
一の土壌汚染状況調査により指定された他の要措置区域から搬出された汚染土壌を使用する場合にあっては、当該他の要措置区域の汚染状態及び汚染土壌の使用方法	飛び地間移動を行う場合には、搬出場所の汚染状況と搬入土壌の使用方法を記載してください。

実施措置の種類

別表第七の上欄に掲げる実施措置の種類の区分に応じ、それぞれ同表の^{中欄}_{下欄}に定める事項

土壤汚染の除去

一 基準不適合土壤の掘削による除去

イ 基準不適合土壤のある範囲及び深さその他の土壤汚染の状況並びにその他の汚染除去等計画の作成のために必要な情報

ロ 土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあつては、評価地点及び当該評価地点に設定した理由

ハ ロの土地にあつては、目標土壤溶出量及び目標地下水濃度並びに当該目標土壤溶出量及び当該目標地下水濃度に設定した理由

ニ 目標土壤溶出量を超える汚染状態又は土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土壤を掘削する範囲及び深さ

ホ 掘削を行う方法

単位区画内に傾斜がある場合には、傾斜の状況と掘削深度の関係がわかるように記載してください。（愛知県では、基準不適合土壤の深さは傾斜に沿って判断します。）

ヘ 掘削された場所を基準不適合土壤以外の土壤若しくはロの土地にあつては、目標土壤溶出量を超えない汚染状態かつ土壤含有量基準に適合する汚染状態にある土壤により埋める方法又は建築物の建築若しくは工作物の建設を行う場合等掘削された場所に土壤を埋め戻さない場合にあつては、その旨

ト 掘削された目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤を当該要措置区域内に設置した施設において浄化したもので埋め戻す場合にあつては、目標土壤溶出量を超えない汚染状態にある土壤にする方法及び当該方法により目標土壤溶出量を超えない汚染状態となることを確認した結果又は掘削された土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土壤を当該要措置区域内に設置した施設において浄化したもので埋め戻す場合にあつては、土壤含有量基準に適合する汚染状態にある土壤にする方法及び当該方法により土壤含有量基準に適合する汚染状態となることを確認した結果

チ 掘削された目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤を当該要措置区域内に設置した施設において浄化したもので埋め戻す場合にあつては、トの目標土壤溶出量を超えない汚染状態にある土壤にする方法により目標土壤溶出量を超えない汚染状態にある土壤としたことを確認する方法又は掘削された土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土壤を当該要措置区域内に設置した施設において浄化したもので埋め戻す場合にあつては、トの土壤含有量基準に適合する汚染状態にある土壤にする方法により土壤含有量基準に適合する汚染状態にある土壤としたことを確認する方法

リ ロの土地にあつては、実施措置を行う前の地下水の特定有害物質による汚染状態

ヌ ロの土地にあつては、地下水が目標地下水濃度を超えない汚染状態にあることを確認するための地下水の水質の測定を行うための観測井を設置する地点及び当該地点に当該観測井を設置する理由

ル 観測井を設置する方法

ヲ 地下水の水質の測定の対象となる特定有害物質の種類並びに当該測定の期間及び頻度

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 変更の場合にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（）書きすること。